

2022年（令和4年）8月25日

京都市長 門川大作 殿

京都弁護士会

会長 鈴木 治 一

京都市都市計画マスタープランの策定及び区の権限強化についての意見書

意見の趣旨

1 都市計画マスタープラン策定のあり方について

京都市は、都市計画マスタープランの策定・見直しに当たっては、各行政区毎のマスタープランの集積の上になすべきであり、さらに、各行政区のマスタープランは、一定のまとまりのある各地域毎のまちづくりプラン（京都市のいう「地域まちづくり構想」）の集積のもとに、策定されるべきである。

2 マスタープランの策定手続を【ボトムアップ型】に転換すべきことについて

マスタープラン（都市計画マスタープラン、行政区毎のマスタープラン及び地域毎のまちづくりプランを含む）の策定・見直しに当たっては、住民・市民が主体的に関与する【ボトムアップ型】によりなされるべきである。

すなわち、素案の策定・見直しの前段階においては、①住民・市民に対するアンケート調査の実施、②ワークショップの開催、③地域毎の懇談会の開催、④子どもへの意見聴取、⑤まちづくりに取り組む団体をはじめ地域活動を担う各団体へのヒアリング等を開催するべきである。

そして、素案の策定に当たっては、⑥これを広く住民・市民に提示するに際し、複数の素案を示した上で意見の公募（パブリックコメント）を行うことが必要である。その後、⑦⑥をふまえた複数回の公聴会の開催、⑧市役所や区役所での素案の縦覧、職員との質疑応答、意見表明（メールを含む）の保障等、住民・市民参加をきめ細かく積み重ねていくというプロセスを経るべきである。

3 区のまちづくり権限の強化を図る必要について

上記の取り組みを担保するために、京都市が2016年3月に策定した「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」の中で、「特に区役所・支所の独自性が発揮できる業務について、組織、職員定数及び予算要求に架かる区長権限を強化する方向で検討します。」と述べられているとおり、区の権限強化を図るべきである。

意見の理由

1 問題の所在

京都市は、人口約146万人であって、これは滋賀県や沖縄県の人口とほぼ同じである。また、面積も約828km²と広大で、これは東京都の全ての市を併せた面積よりも大きい。そこに、11の区を擁している。

京都市は、2012年に策定した「京都市都市計画マスタープラン」について、2021年9月に見直しを行った。

しかし、その中には、市の方面別のごく短い方針の説明はあっても、各区の計画は記されていない。

地域がそれぞれの特性を活かした魅力を持つことは、地域に人が住み続ける大きな要素であり、これはSDGs11番目の目標の一つである。そして、地域の特性は、地域により近い行政単位が地域の行政を担うことによって、より強く発揮される。

これまで、京都市においては、マスタープラン（都市計画マスタープランだけでなく、行政区毎のマスタープランや地域毎のまちづくりプランを含む。以下同様。）の策定・改訂にあたっては、プランが固まった段階でのパブリックコメントがなされることはあっても、その前段階における住民・市民の意見を十分に踏まえる仕組みはほとんどない。そして、このことが、まちづくりを巡る行政や事業者と住民・市民の紛争を生み出してきた大きな原因の一つとなっている。

ところで、これまで当会は、京都府下地域内での景観、建築、環境保全等に関する個々の事例につき、それぞれ意見書等の発出を行ってきた（資料1（京都弁護士会まちづくり関連の意見書・会長声明等一覧）及び資料2（京都弁護士会公害対策・環境保全委員会有志による意見書一覧））。

事例からいくつかの典型的な例を挙げると、地域毎のまちづくりプランが策定されることもなかった新景観政策（2007年9月施行）以前では、京都ホテル（当時の高さ規制45m）の総合設計制度を適用した60m高層化問題や、京都駅ビル（高さ規制31m）の特定街区制度を適用した60m高層化問題がその典型事例と言えよう。

また、新景観政策以後で、「地域まちづくり構想」（地域毎のまちづくりプラン）が策定された例では、「岡崎地域活性化ビジョン」を策定して、「一人地区計画」を適用して高さ規制を15mから31mに緩和した京都会館建替え問題（2012年5月「京都会館第一ホールの改修及び岡崎地域の景観保全に関する意見書」、同年9月「京都会館第一ホールの解体工事の着手中止を求める会長声明」）はその典型事例といえよう。

こうした個々の事例における共通の課題として、その地域圏内で日常生活を営む住民・市民の意見が必ずしも十分に反映されていないことが挙げられる。特に行政が主体として行う「まちづくり」の手續・過程において、そうした住民・市民の意見を集約する仕組みそのものが不十分であることが顕著であり、当会はこういった問題点につき各意見書において指摘してきたところである。

そして、今後、京都市による策定・改訂が予定されるマスタープランは、上記の各事例における個々のまちづくり・都市計画の枢要な役割を果たす源流であり、住民・市民の意見を適切

に反映したまちづくりの実現にあたって抜本的な見直しが不可欠である。

そこで、上記の問題の所在をふまえ、国内外の制度を参考に、マスタープランの策定のあり方（意見の趣旨1）、マスタープラン策定手続のあり方（意見の趣旨2）、及び区のまちづくり権限の強化（意見の趣旨3）について意見を述べる。

2 京都市都市計画マスタープラン、区基本計画、及び地域まちづくり構想の概要

京都市都市計画マスタープランは、全部で6章立てで、実質的な計画部分は第4章「全体構想」、5章「方面別指針」、6章「地域のまちづくりの推進」の3つである。

計画の構造としては、マスタープランはまさに背骨であり、詳細は「京都市基本計画」「区基本計画」に委ねられるべきというのは一定理解できる。

しかし、それにしても、この「全体構想」は「よいまちにしよう」という以上の具体的なメッセージは感じられず、1000年の都京都の将来像が明確になっているとは言えない。

「方面別指針」も、基本的には駅周辺の活性化の域を出ず、各地域の特性の伸長に配慮がなされているとは思えない。そもそも、土地の地域を「方面」すなわち「京都市の一区域」と捉え、「全体的施策の施行対象」と捉えること自体に問題があるようにも思われる。

また、「地域のまちづくりの推進」の中で、地域まちづくり構想（地域毎のまちづくりプラン）が位置づけられてはいるが、実際に地域まちづくり構想が策定されている地域はごく一部（17地域）に過ぎない（この策定手続の問題点については3で後述する）。

「区基本計画」（行政区毎のマスタープラン）はどうかというと、区には都市計画についての権限も予算もないために、町の活性化のためのイベントなどの小さな取り組みについて紹介されているに止まる。

結局、都市計画マスタープランも行政区毎のマスタープラン（区基本計画）も、地域の要求に根ざして地域毎の都市計画の骨格を具体的に策定されているものとは言いがたいのが実情である。

3 京都市の取り組みの実情と改善の方向性

京都市は、2019年、「京都市都市計画マスタープラン」の改訂（9月30日）にあたり、見直し素案を取りまとめ、6月21日から1か月間、市民意見の募集を行った。

「社会的情勢の変化や時代の潮流などを踏まえ、厳しい財政状況も見据えながら新たな課題やニーズへの対応を図るため、『京都市都市計画マスタープラン』の見直しに向けた検討を行ってきました」と、意見募集の趣旨に記載されているが、その検討過程において、住民意見の聴き取りが行われたことの説明はなく、そうした取り組みがなされたかどうか不明である。

位置づけられている地域まちづくり構想（17地域）についても、地域景観づくり協議会（市街地景観整備条例第8章）が策定したビジョンをもとに策定されている姉小路界限地区や明倫元学区などは例外的であり、大半の地域では、京都駅東部エリア活性化将来構想にみられるように、トップダウン型で京都市が策定したものをHP等で示して、市民意見募集や住民説明会を行い、これをもって住民参加の過程を経たものとして市主導で計画を推し進める方法がとられている。

地域住民が意見を述べる機会は、京都市が案を策定した後にしか設定されておらず、その段

階で意見を述べたとしても、すでに策定された案に住民意見が十分に反映されることは望めないというのが現状である。

京都市が、都市計画において「京都の特性」あるいは「歴史・文化を活かしたまちづくり」を都市計画の内容として標榜するのであれば、それを体現している市民・住民の意見こそ重視すべきであり、こうした市民・住民の意見を丁寧に集約した上で、その内容を十分踏まえた具体的な都市計画の提示が求められるのは言うまでもない。

後述する国分寺市の取組みのように、素案の策定前段階で、行政が地域に入って十分な意見聴取を行い、地域の課題を把握することが京都市においても求められる。

その際には、これも後述する宇治市の取組みに見られるように、大学等の研究機関に協力を得るなどして、精度の高い調査・聴取を実施することが望ましい。

また、ドイツの都市計画策定手続きから学ぶべき点を、京都市のマスタープラン策定手続きにおいても、取り入れるべきである。

4 先進自治体の取組みから学ぶべき点

わが国においても、他の自治体において、まちづくり条例の中で、マスタープラン策定において、地域の実情を反映させる工夫がされており、これらに学ぶべき点について、以下述べる。

(1) 国分寺市の取組み

国分寺市では、2016年2月、国分寺市都市計画マスタープランが策定された。これは、2000年の「国分寺市都市計画マスタープラン」の策定から10年以上が経過し、国分寺市が、2013年から3か年をかけて、市民の意見を詳細に聴き取りながら見直しを進め、策定したものである。

国分寺市が市民の意向の把握のために行ったこととして、次のようなものがある。素案作成前段階における、①市民アンケート調査、②地域懇談会、③子どもへの意見聴取、④団体ヒアリング、また、マスタープラン素案公表後の⑤意見募集と地域説明会等、そして、⑥マスタープラン案の公表後のパブコメ、市民説明会の開催である。

市民アンケートは、18歳以上の市民3000人（住民基本台帳から無作為抽出）に対して行われ、うち回収数は1140件である（回収率38%）。

地域懇談会は全2回開催され、1回目（延べ出席者数59名）に各地域の現状や課題等について、2回目（延べ出席者数44名）に1回目の意見等を参考にまとめた地域のまちづくりの方針案や具体的な手法について、出席者との意見交換が実施された。

国分寺市内の各地域のまちづくり方針の策定にあたっては、地域懇談会で出された意見に基づいて、地域の課題が抽出され、その課題への取組みが方針として示されており、地域住民の意見が反映されている。

子どもへの意見聴取としては、小学校高学年を対象に、「まちづくり」をテーマにした特別授業を開催し、まちを形成するルール（都市計画の仕組み）を学び、将来のまちについて考えるためのグループワークが実施された。これは、まちづくりを担っていく将来世代の子どもたちが、自分たちが暮らすまちを認識し、自分たちが創りたいまちを考えることで、まちへの関心を高めるとともに、マスタープラン策定にあたって参考とするものであり、画期的な取組みである。

各種団体へのヒアリングは、具体的には、大規模敷地所有者（４団体）、一般規模の店舗工場等（１団体）、不動産関係（１団体）、商工農業関係（２団体）、まちづくりに取り組む市民団体等（４団体）にヒアリングが実施された。

その他、市報、市ＨＰ、公共施設のポスター掲示によりヒアリング希望団体を募集し、その結果、４団体から応募があり、ヒアリングが実施された。

このように、マスタープラン策定の過程において、単なる説明会や公聴会を実施するだけでなく、地域や年代、団体といった住民の属性に応じた意見を聴取するための様々な取り組みが行われている。

（２）宇治市の取り組み

こうした取り組みは、京都市に隣接する宇治市でも積極的に実施されている。

宇治市は、急速な人口減少・高齢化が予測される近鉄小倉駅周辺地区において基本構想を策定するに際し、２０代から７０代までの市民アンケート調査を実施して住民のニーズを詳細に把握したほか、若年層のまちづくりに関する意識の調査のため、京都府立大学と共同で２０１８年度から毎年同地区近辺の中学生を対象としたアンケート調査を実施している（近鉄小倉駅周辺地区まちづくり検討委員会第５回検討委員会資料）。

このアンケートは、対象となる地区を限定し、年代や居住区域などの住民の属性を考慮した詳細なものであるため、市民のニーズを具体的に把握することができている。

５ ドイツの都市計画策定手続に学ぶべき点

日本の都市計画は、ドイツの都市計画を参考に制度設計されているところが多いことをふまえ（但し、後述する策定手続面だけでなく、内容面においてもドイツの都市計画プランの方が遙かに詳細である。）、都市計画マスタープランの策定にあたり、住民・市民参加の観点において、ドイツの都市計画の策定手続に学ぶべきである。その内容は以下のとおりである。

すなわち、ドイツにおける都市計画は、Ｆプラン（土地利用計画。建設法典５条～）とＢプラン（地区詳細計画。建設法典８条～）の２段階構造になっている。

このうちＦプランは、概ね京都市全体の都市計画マスタープランや、行政区毎のマスタープランに相当し、より詳細な地域毎のマスタープランや地区計画はＢプランに相当するものと言える。そこで、手続面の比較のための参考資料として、Ｂプランの事例であるが、ミュンヘン市のＢプラン策定手続の公表資料とその日本語訳を添付する（資料３）。

ドイツでは、都市計画プランの策定にあたっては、行政が策定したプラン案の縦覧の決定、及び最終的なプランの決定の２回にわたり、自治体議会の議決が必要とされており（資料３の１０、１４参照）、公衆（当該地域の住民に限らない）は縦覧されたプラン案に意見を出せることは当然として、その前のプラン案の段階から公衆参加ができるようにすることが義務づけられている（資料３の６～９参照）。そして、この手続きに瑕疵があれば、訴訟においても無効もしくは取消事由となる。

すなわち、第１に、案が固まる前の早期の段階から情報を公開して住民・市民の意見を聴取しこれを反映させること、第２に、出された意見に対しては応答義務があることとし、更に深める方向での質疑応答ができるようにすること、第３に、素案段階では複数の代替案も合わせて提示したうえで、意見を聴取すること、第４に、策定手続に瑕疵があれば訴訟等においても

無効もしくは取消事由となることにより、手続の民主制が担保されていること、が挙げられる。

6 都市計画マスタープランの策定のあり方（意見の趣旨 1）について

全市的な都市計画マスタープランは、もともと抽象的、概括的なものであり、殊に京都市のような大都市においては、これが顕著に現れる。

その理由は、都市計画マスタープランを策定するに当たって、全市的な視点で、全市的にあてはまるように考えようとするところにあるのではなかろうか。

区毎に特性や課題は異なり、それは各区の一定の広がりのある地域の実情の結果であると言える。

そうすると、全市的な視点から発想するのでなく、まず、7で述べる【ボトムアップ型】の策定手続により、地域毎の特性や課題を取りまとめて地域毎のまちづくりプラン（京都市のいう「地域まちづくり構想」）を策定し、これを各行政区毎のマスタープランに反映させ、これを全市的に取りまとめて京都市全体の都市計画マスタープランとしていく必要がある。

7 マスタープランの策定手続を【ボトムアップ型】に転換すべきことについて（意見の趣旨 2）

上記の他の自治体がマスタープラン策定において実施している地域の実情を反映させる工夫や取り組み、及びドイツの都市計画策定手続の参考にすべき点を踏まえると、京都市都市計画マスタープランの策定、行政区毎のマスタープランの策定及び地域毎のまちづくりプランの策定にあたっては、以下の枠組みによることが望ましい。

すなわち、素案の策定の前段階として、①京都市に生活の拠点を置く住民・市民に対するアンケート調査の実施、②ワークショップの開催、③地域毎の懇談会の開催、④まちづくりを義務教育過程に取り込むなどした子どもへの意見聴取、⑤まちづくりに取り組む団体をはじめ地域活動を担う各団体へのヒアリング等を開催するべきである。都市計画マスタープランの位置づけが、都市計画の総合的な指針・方針である以上、住民・市民の意見を幅広く丁寧に汲み上げる仕組みを構築することが何より重要である。

こうした手続を経た上で、実際の素案策定にあっては、⑥これを広く住民・市民に提示するに際し、複数の素案を示すことが望ましい。住民・市民の意見は多種多様であり、だからこそこれを反映したまちづくりの在り方も多種多様なのであって、複数の可能性・将来図を示した上で意見の公募（パブリックコメント）を行うことが肝要である。その後、⑦⑥をふまえた複数回の公聴会の開催や⑧市役所や地域の区役所での素案の縦覧、職員との質疑応答、意見表明（メールを含む）の保障等、住民・市民参加をきめ細かく積み重ねていくというプロセスを経るべきである。

こうした枠組みにより、住民・市民がマスタープランの策定の早期の段階で意見を述べ、これをふまえて素案を適切にブラッシュアップする機会を十分に保障することが可能となり、いわゆる【ボトムアップ型】でのまちづくりプランを策定するプロセスを踏んでいくことが重要である。

この点については、京都市が公開している令和3年度都市計画マスタープランにおいても、都市計画マスタープランを「共汗（パートナーシップ）のまちづくりの共通の指針」と位置づけ、「都市計画の目標と方針を具体的に示し、市民・事業者をはじめとする多様な主体と行政

が都市の将来像を共有することにより、まちづくりに対する気運を高めるとともに、共汗（パートナーシップ）のまちづくりを進めるための共通の指針」とすることを標榜しており、その理念を実現するプロセスの制定・充実化が望ましい。

8 区役所の機能強化・権限強化の必要性（意見の趣旨3）

- (1) 京都市は、伏見区の約28万人、右京区の20万人など、衛星都市である宇治市約18万人に引けを取らず、長岡京市8万人、城陽市約7万7千人との比較においても人口が格段に多いのが特徴である。

このように、京都市の「区」には「市」に匹敵する人口を擁し、地域課題もそれぞれ特徴があるものがあるにもかかわらず、「市」との比較において「区」の権限は極めて限定的であり、地域に応じた課題の解決やビジョンの策定において、それらが足かせとなっていることは想像に難くない。

- (2) 京都市と同じく政令指定都市である堺市は、人口約84万人であり、7つの区があるが、そのうち5つの区で平均人口が約14万人である。

堺市は、2006年に政令指定都市に移行した当初から、区役所を、区民意識や区域の課題を的確に把握し、区民とともに特色をいかした魅力ある取組を進める「市民自治の拠点」、日常生活に密着した総合的行政サービスを円滑・迅速に処理し、完結的に提供する「地域の総合行政サービス拠点」と位置づけ、身近な地域の課題は地域で解決する「身近で頼れる区政」の実現をめざしている。¹

その具体的な内容は、資料4「堺市の区役所の権限強化策」のとおりである。

- (3) 京都市においても、区政改革の必要性は認識され、2012年以降検討が重ねられた結果、2016年3月「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」が策定されている。

しかし、その中では、たとえば「地域課題の解決に向けた区長権限の強化」の項目を見ると、「区役所・支所が、区独自のまちづくりを一層推進していくためには、地域課題の解決に向けた機動的な体制等を確保することが必要です。」との問題意識は示されつつも、「このため、特に区役所・支所の独自性が発揮できる業務について、組織、職員定数及び予算要求に架かる区長権限を強化する方向で検討します。」とするのみで、結局何らの改革は実施される予定すらないままである。

- (4) 同書に施策として示されている「双方向型政策提案予算システムの構築」、「区役所、支所と局事業所等との連携強化」について早期に実現すると共に、その他にも、堺市の取組みを参考にして、現実には区役所の機能強化・権限強化に努めるべきである。

9 まとめ

以上述べたところから、京都市は今後のマスタープラン（都市計画マスタープラン、行政区毎のマスタープラン及び地域まちづくり構想）の策定や改訂においては、地域毎のマスタープランの集積のうえに都市計画マスタープランや行政区毎のマスタープランを策定すべきこと

¹<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kusei/kuseigaiyo/R3kuseigaiyou.files/kugyousei.pdf>

(意見の趣旨1)、手続においては【ボトムアップ型】で策定・改訂すべきであること(意見の趣旨2)及び区役所のまちづくりに関する権限を強化すべきこと(意見の趣旨3)を提言するものである。

このように、それぞれの地域で居住し生活を営む各住民の意見を基礎とすること、そしてその住民の意見の実現にあたってまちづくりを担う各行政区の権限が適切に行使されることにより、皆の思いが結実した都市計画が策定されることは、憲法が定める地方自治の本旨(92条)に基づくものといえ、本来的な住民自治の実現に適うあるべき姿である。

以 上

添付資料

- 資料1 京都弁護士会 まちづくり関連の意見書・会長声明等一覧
- 資料2 京都弁護士会 公害対策・環境保全委員会有志による意見書一覧
- 資料3 ミュンヘン市のBプラン策定手続の図表及び同図表内説明文の日本語訳
- 資料4 堺市の区役所の権限強化策

資料1 京都弁護士会 まちづくり関連の意見書・会長声明等一覧

(2000年度以前については、京都駅ビル・京都ホテル改築問題に関するもののみ抜粋)

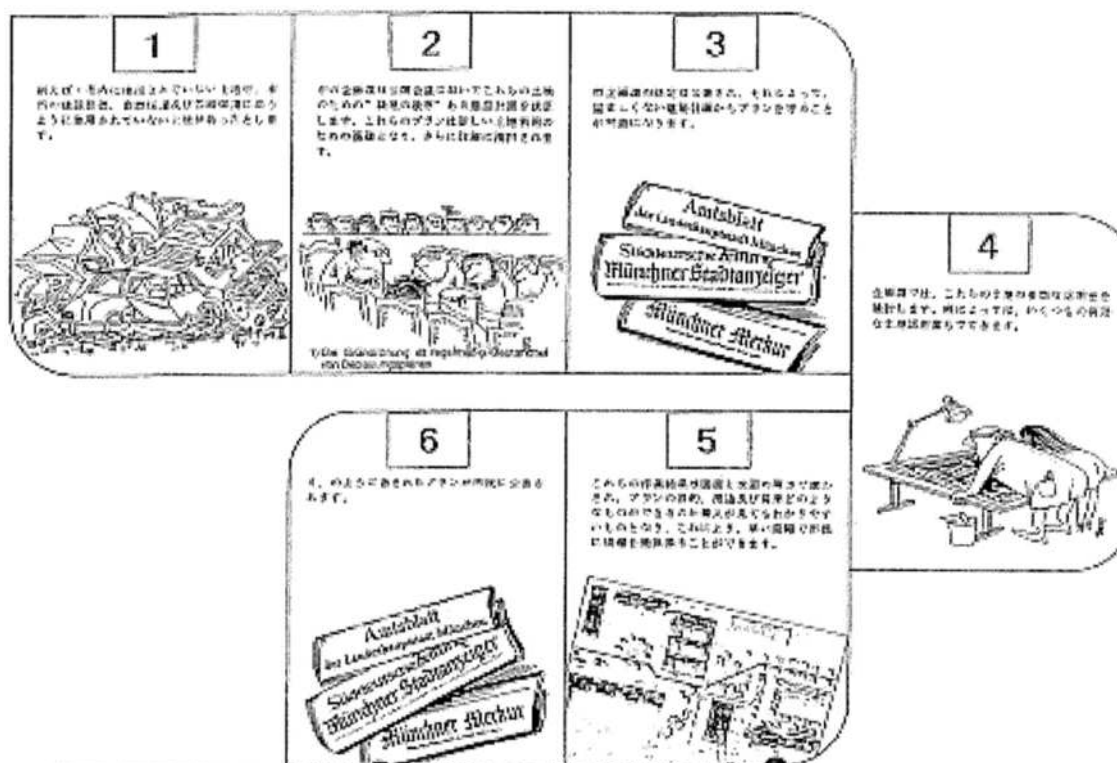
発出年度	タイトル
1990	●京都駅ビル改築問題に関する「申入書」(京都市、京都駅ビル開発株式会社)
1991	●京都駅ビル改築問題に関する「申入書」(京都市)
1998	●総合設計制度に基づく容積率等緩和措置に関する「意見書」 ●京都ホテルの60m高層建築設計についての「申入書」(京都市)、「要望書」(株式会社京都ホテル)
2000	●京都市基本計画素案に対する意見書
2001	●京都市市民参加推進計画(素案)に対する意見書
2002	●「京都市都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会」提言に対する意見書 ●雲ヶ畑産廃処理施設問題に関する意見書
2003	●京都市都市計画マスタープラン素案に対する意見書について
2004	●歴史都市京都の緑地保全を求める意見書
2006	●京都第二外環状道路が環境に与える影響について(意見)
2007	●京都市の新たな景観政策の素案 時を超え光り輝く京都の景観づくり についての意見書 ●旧京都地方裁判所所長官舎および旧京都家庭裁判所所長官舎の問題にかかる要望書
2008	●京都都市計画高度地区の計画書の規定による特例許可に対する意見書
2010	●『(仮称) 京都水族館』設置許可処分に関する意見書
2011	●「岡崎地域活性化ビジョンの実現に向けた都市計画制限等の見直し素案」に対する意見書
2012	●京都会館第一ホールの解体工事の着手中止を求める会長声明 ●西ノ京桑原町地区における地区計画において、建築物の高さ制限を緩和することに関する意見書
2018	●京都が「特例許可制度」を変更して一部地域で建物の高さ規制を緩和することに反対する会長声明
2020	●京都都市計画高度地区の計画書の規定による特例許可の活用につき慎重な検討を求める意見書 ●「地域との調和」と更なる「質の向上」を目指した宿泊施設に関する取組素案についての意見
2021	●仁和寺門前の「(仮称) 京都御室花伝抄計画」についての意見書

資料2 京都弁護士会公害対策・環境保全委員会 有志による意見書一覧

発出年度	タイトル
2003	●「歩くまち・交通まちづくりプラン」に対する意見
2007	●葬祭場の建築等に関する意見書
2009	●京都地裁所長官舎（現「有栖館」）、京都家裁所長官舎（木造4階建望楼付）の保存要望書
2012	●京都会館第一ホールの改修及び岡崎地域の景観保全に関する意見書
2013	●一人地区地区計画の問題点 意見書 ●京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の改正に関する意見 ●宇治市塔の島・橘島の樹木伐採に関する意見書
2014	●自転車走行空間の整備に関する意見書 ●世界遺産内における開発行為等に対する意見書
2015	●京都市新景観政策の進化（高さ規制緩和）に対する意見書（京都駅・天神川・十条上鳥羽・桂川洛西・竹田駅くいなばし駅） ●エコ・コンパクトな都市構造を目指した都市計画の見直しについての意見書
2016	●「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」に対する意見
2017	●京都市空き家等対策計画（素案）に対する意見 ●「京都市京町家の保全及び継承に関する条例（仮称）」骨子（案）に対する意見 ●「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」に対する意見
2018	●「京都市の『民泊』の適正な運営等に係る新たなルール（案）」に対する意見 ●「京都市持続可能な都市構築プラン（仮称）」骨子（案）に対する意見 ●「京都市京町家保全・継承推進計画（案）」に対する意見
2019	●京都駅周辺における「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出に向けた都市計画の見直し素案についての意見（東九条など） ●「新景観政策の更なる進化」に関する意見 ●「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直しについての意見
2020	●京都駅周辺における「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出に向けた都市計画の見直し素案についての意見

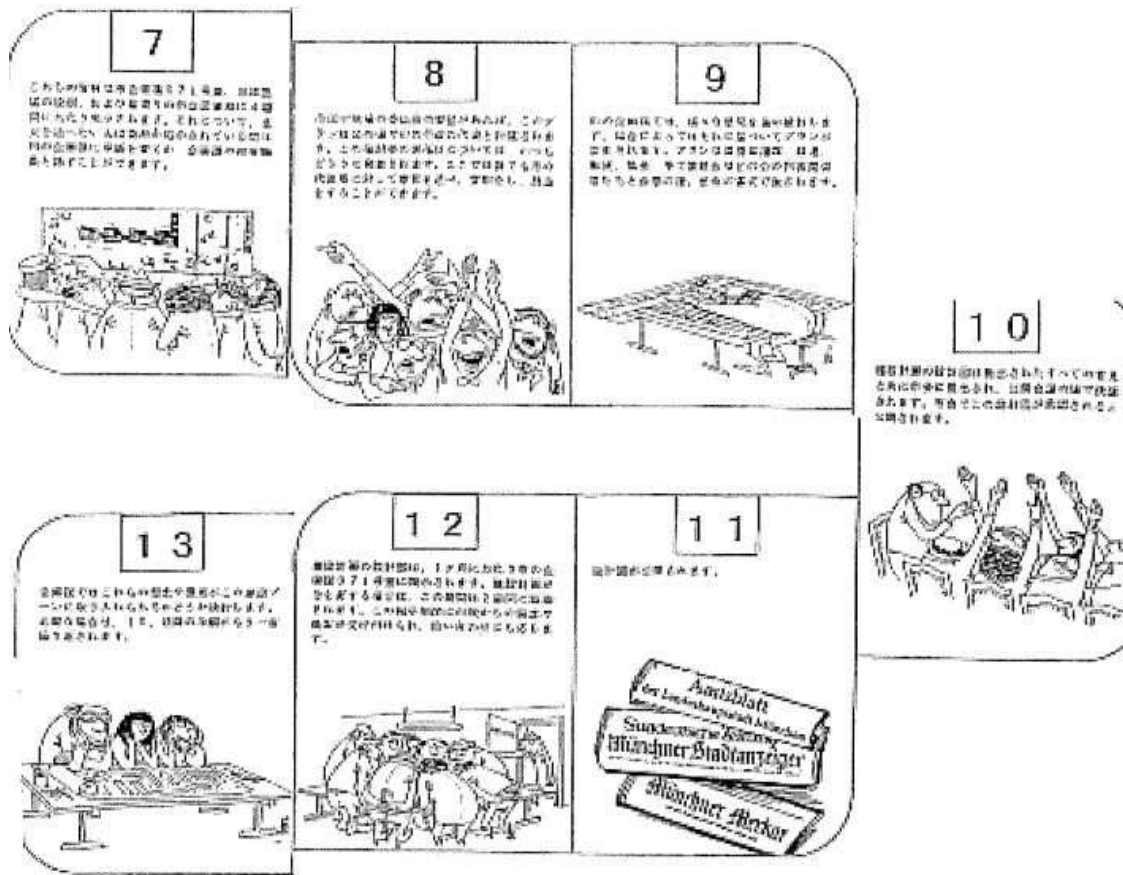
資料3 ミュンヘン市のBプラン策定手続の図表及び同図表内説明文の日本語訳

Bプラン作成の流れ（ミュンヘン市都市計画局作成）

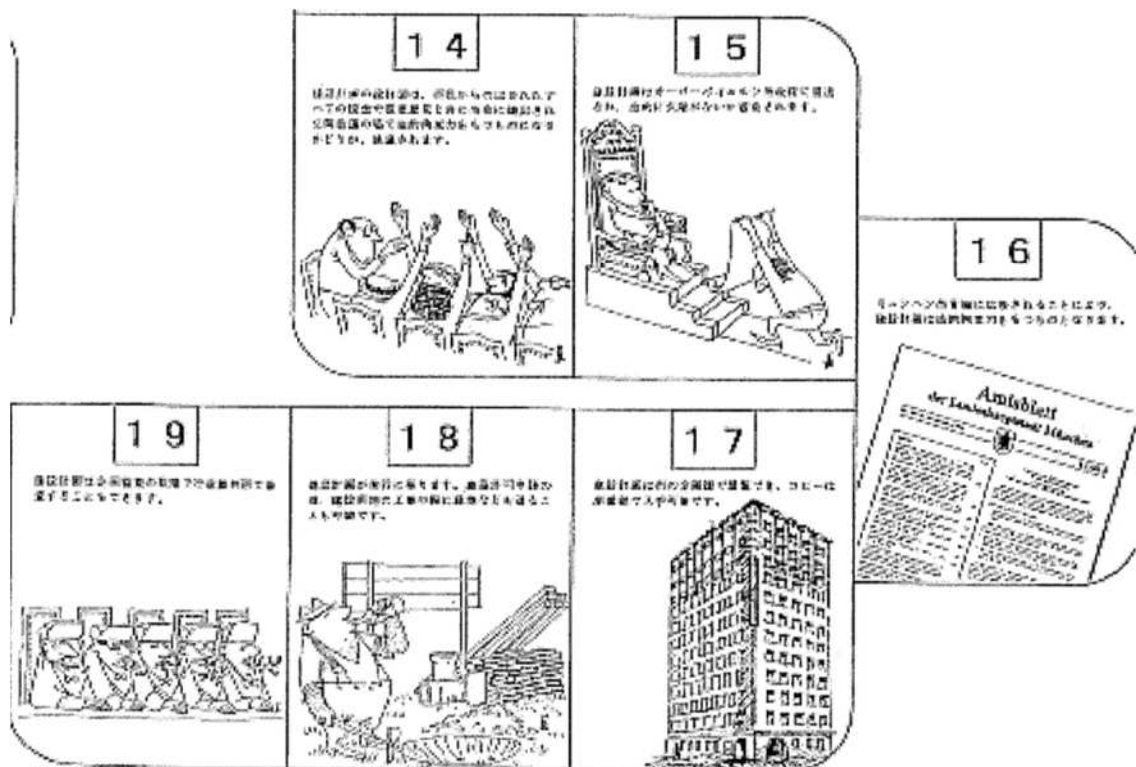


・添付資料の図中に記載されている日本語を意識したもの（以下同様）

- 1 例えば：市内に使用されていない土地や、本市の建設目標、自然保護及び景観保護に沿うように使用されていない土地があったとします。
- 2 市の企画課は公開会議においてこれらの土地のための"緑地の秩序"ある建設計画を決定します。これらのプランは新しい土地利用のための基礎となり、さらに詳細に検討されます。
- 3 市企画課の決定は公表され、それによって、望ましくない建設計画からプランを守ることが可能になります。
- 4 企画課では、これらの土地の有効な活用法を検討します。時には、いくつもの有効な土地活用案もでてきます。
- 5 これらの作業結果は図面と文面の両方で表され、プランの目的、用途及び将来どのようなものができるのか素人が見てもわかりやすいものとなり、これにより、早い段階で市民に情報を提供することができます。
- 6 5のように表されたプランが市民に公表されます。



- 7 これらの資料は市企画課071号室、当該区域の役所、および最寄りの市立図書館に4週間にわたり掲示されます。それについて、意見を述べたい人は資料が掲示されている間は市の企画課に手紙を書くか、企画課の担当職員と話すことができます。
- 8 市民や地域の委員会の要望があれば、このプランは公の場で市の行政の代表と討議されます。この検討会の開催日については、いつもどおりに発表されます。ここでは誰でも市の代表者に対して意見を述べ、質問をし、討論をすることができます。
- 9 市の企画課では、様々な意見を集め検討します。場合によってはそれに基づいてプランが変更されます。プランは環境保護課、鉄道、郵便、協会、手工業組合などの公の利害関係者たちと合意の後、法令の書式で表されます。
- 10 建設計画の設計図は提出されたすべての意見と共に市会に提出され、公開会議の場で決議されます。市会でこの設計図が承認されると公開されます。
- 11 設計図が公開されます。
- 12 建設計画の設計図は、1か月にわたり市の企画課071号室に掲示されます。建設計画が急を要する場合は、この期間は2週間に短縮されます。この掲示期間に市民からの懸念や提案が受け付けられ、問い合わせにも応じます。
- 13 企画課ではこれらの懸念や提案がこの建設ゾーンに取り入れられるかどうか検討します。必要な場合は⑩以降の手順がもう一度繰り返されます。



- 14 建設計画の設計図は、市民からの出されたすべての懸念や提案意見と共に市会に提出され公開会議の場で法的拘束力をもつものになるかどうか、決議されます。
- 15 建設計画はオーバーバイエルン州政府に提出され、法的に欠陥がないか審査されます。
- 16 ミュンヘン市官報に公告されることにより、建設計画は法的拘束力をもつものとなります。
- 17 建設計画は市の企画課で閲覧でき、コピーは測量部で入手可能です。
- 18 建設計画が実行に移ります。建築許可申請の後、建設用地の工事の際に緑地などを造ることも可能です。
- 19 建設計画は企画監査の段階で行政裁判所で審査することもできます。

資料4 堺市の区役所の権限強化策

(以下の内容は、意見書本文で引用した

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyousei/kusei/kuseigaiyo/R3kuseigaiyou.files/kugyousei.pdf>

に掲載の資料から抜粋・整理したもの)

(1) 財政権限として、①区域の特色をいかした事業推進のための予算が得られるよう、「区民まちづくり基金」を創設して、当該基金を活用した区独自のまちづくり事業を実施、②区民ニーズにより一層きめ細かに対応するため、区局間の連携を一層強化し、地域の実情や意見を踏まえた「区局連携事業」を推進、③地域の安全安心などの観点から、区域の環境整備にかかる事業について、区役所の予算を活用し、年度途中でも区長の裁量で、事業所管局に対応を依頼できる「区域環境整備事業」を実施し、④その後①から③を統合して、財源も区民まちづくり基金に統合することで、区役所がより主体的・総合的に区域の取組を推進することができる「区域まちづくり事業」を実施している。

また、平成23年度予算を区役所へ移管し、H23年度補正予算から区役所へ予算要求権を付与している。

(2) 組織権限として、①市民の意向と市政の方向性などを相互につなぐ役割を担う、分権型の地域ネットワークの構築の要として「市長調整監」を設置し、区長が兼務、②庁内の政策調整及び合意形成の場に、区域の観点を反映するため、区長が庁議に出席、③市議会本会議に、必要に応じて区長が議事説明員として出席、区長の説明責任を明確化、④区長に次ぐ区政の責任者として、これまでの区次長の権限を拡充し部長級の副区長職を創設、⑤課長補佐級以下の職員の区役所内における配置換えを区長の専決事項とする、⑥組織体制として、○全区に企画総務課、自治推進課を設置、○子育てワンストップ窓口の設置、○区局連携担当の配置、○教育連携担当の配置、○(局、区役所間の)連携推進担当の配置、○各区の特性や課題に応じた機能強化を図るため、チーム設置をモデル的に実施するなどに取り組んでいるほか、⑦幹事区(堺区)、副幹事区(互選)を置くことで、庁内会議等への代表出席や庁内調整のほか、区役所間の調整や取りまとめなど、情報共有の迅速化、効率化を図っている。

(3) 区政推進の取り組みとして、①区長公募の実施(H18 南区でモデル実施(～H20) H24 美原区でモデル実施(～H26) R3 西区)、②市民と市長、区長が直接対話し、今後の区の取組について、広く意見交換を行う「ハート&トークセッション」の各区開催、③区政への区民参加を推進するため、「区民まちづくり会議」(H18～H26)、区民評議会(H27～R3)を設置、区政策会議を開催(R3～)、④区域まちづくりビジョン等の策定(H20～R2)、区における基本的な計画等の策定(R

3～) ⑤地域活動への支援として、○校区ボランティアビューローの設置(H18～)、○区民プラザの設置(H18～)、○「区の魅力づくり」市民自主事業の公募・助成(H18～H22)、○区民活動支援コーナーの設置(H24～)、○地域まちづくり支援事業の実施(H24～)、○応募型地域まちづくり支援事業の実施(H27～R2)など、きめ細かな施策が行われている。